

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 電波法の目的又は用語の定義として正しいものはどれか。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の有効かつ適正な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 無線局の免許状に記載する事項に該当しないものはどれか。電波法（第14条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の目的 2 無線局の種別 3 通信事項 4 無線設備の工事設計

A-3 無線局の免許人は、その無線局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どうしなければならないか。電波法（第17条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受けなければならない。
- 3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 無線設備の変更の工事後、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。

A-4 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 A 総務大臣に B なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C 以内にその免許状を返納しなければならない。

- | | A | B | C |
|---|------------|-----|-----|
| 1 | その旨を | 届け出 | 1箇月 |
| 2 | その旨を | 申請し | 10日 |
| 3 | その旨を理由を付して | 届け出 | 10日 |
| 4 | その旨を理由を付して | 申請し | 1箇月 |

A-5 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって^{ふく}輻射される全平均電力の に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

- 1 0.5パーセント 2 1.1パーセント 3 1.5パーセント 4 2.5パーセント

A-6 電波の型式の記述のうち、その内容が誤っているものはどれか。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「A1A」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的とするものの電波の型式を表示する。
- 2 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって独立側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリ電波の型式を表示する。
- 3 「J3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。
- 4 「F3E」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。

A-7 次の記述は、周波数測定装置の備付けを要しない送信設備について述べたものである。電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の A を B パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものは、周波数測定装置の備付けを要しない。

- | A | B |
|---------|-------|
| 1 特性周波数 | 0.025 |
| 2 特性周波数 | 0.05 |
| 3 基準周波数 | 0.025 |
| 4 基準周波数 | 0.05 |

A-8 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の A には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、 B 及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

- | A | B |
|----------|-------------------------------|
| 1 空中線共用器 | 300MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 2 空中線共用器 | 26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 3 空中線系 | 300MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |
| 4 空中線系 | 26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備 |

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが B であるときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- | A | B | C |
|-------------|-------|-------|
| 1 電気通信業務の通信 | 著しく困難 | 財貨の保全 |
| 2 電気通信業務の通信 | 非能率的 | 災害の救援 |
| 3 有線通信 | 著しく困難 | 災害の救援 |
| 4 有線通信 | 非能率的 | 財貨の保全 |

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	運用を不可能にする混信	遭難通信
2 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	運用を不可能にする混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A-11 次の記述は、空中線電力100ワットの無線電話を使用する無線局が自局に対する呼出しを受信した場合の応答について述べたものである。無線局運用規則（第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
 ② ①による応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号 A
 (2) こちらは 1回
 (3) 自局の呼出符号 B

A	B
1 3回以下	1回
2 3回以下	3回
3 2回以下	1回
4 2回以下	3回

A-12 次の記述は、無線局がモールス無線電信により他の無線局を一括して呼び出そうとするときに順次送信する事項である。無線局運用規則（第127条及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① CQ A
 ② DE 1回
 ③ 自局の呼出符号 B
 ④ K 1回

A	B
1 2回以下	2回以下
2 2回以下	3回以下
3 3回	2回以下
4 3回	3回以下

A-13 次の記述は、無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

A	B	C
1 6箇月	電波の発射	周波数
2 6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
3 3箇月	無線局の運用	周波数
4 3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

A-14 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合を述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局の発射する A が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して B 電波の発射の停止を命じたとき。
- ② ①の命令を受けた無線局からその発射する A が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③ 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- ④ C の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の質	臨時に	電波法
2 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は放送法
3 電波の型式及び周波数	3箇月以内の期間を定めて	電波法
4 電波の型式及び周波数	臨時に	電波法又は放送法

A-15 総務大臣が無線従事者の免許を取り消すことができる場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が日本の国籍を失ったとき。
- 2 無線従事者が不正な手段により免許を受けたとき。
- 3 無線従事者が5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 無線従事者が刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

A-16 無線従事者がその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない場合に該当するものはどれか。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消しの処分を受けたとき。
- 2 無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。
- 3 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 4 無線従事者がその業務に従事することを停止する処分を受けたとき。

A-17 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務（第三地域の場合に限る。）に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1,606.5 kHz～1,800 kHz
- 2 1,800 kHz～2,000 kHz
- 3 2,000 kHz～2,065 kHz
- 4 2,065 kHz～2,107 kHz

A-18 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、 A ため B 電力で輻射する。

A	B
1 業務を満足に行う	必要かつ十分な
2 業務を満足に行う	必要な最小限の
3 混信を避ける	必要かつ十分な
4 混信を避ける	必要な最小限の

A-19 局の識別に関する無線通信規則の規定に適合しないものはどれか。同規則（第19条及び第25条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。
- 2 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 4 アマチュア局は、その伝送の間に、短い間隔でその呼出符号を送信する。

A-20 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局を運用するための免許を得ようとする者にモールス信号によって文を A する能力を実証すべきかどうか判断する。
- ② アマチュア局の最大電力は、 B が定める。
- ③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の C は、アマチュア局に適用する。

A	B	C
1 送信	関係主管庁	技術特性の規定
2 送信	国際電気通信連合	すべての一般規定
3 送信及び受信	国際電気通信連合	技術特性の規定
4 送信及び受信	関係主管庁	すべての一般規定

B-1 次の記述は、電波利用料の徴収等について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人（包括免許人を除く。）は、除外規定がある場合を除き、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して3箇月以内及びその後毎年その免許の日に対応する日（対応する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して3箇月以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。
- イ 免許人（包括免許人を除く。）は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- ウ 総務大臣は、電波利用料を納めなければならない免許人（包括免許人を除く。）がこれを納めないときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数又は空中線電力を制限することができる。
- エ 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。
- オ 長期間にわたって運用を休止する無線局については、その期間に応じて電波利用料の金額が減額される。

B-2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 周波数をその ア 内に維持するため、送信装置は、できる限り イ によって ウ に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその ア 内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り エ によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る オ によっても周波数をその ア 内に維持するものでなければならない。

1 許容偏差	2 商用電源の電圧の変動	3 気象の変化	4 変調周波数
5 占有周波数帯幅の許容値	6 電源電圧又は負荷の変化	7 外囲の温度若しくは湿度の変化	8 発振周波数
9 環境の変化	10 振動又は衝撃		

B-3 無線局運用規則（第13条）に規定する無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRK?	こちらの信号（又は・・・（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
オ QSY?	こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。

B-4 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する ア が イ に ウ 障害を与えるときは、その設備の エ 又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを オ ことができる。

- | | | | |
|---------------|-------------------|------------|--------|
| 1 電波若しくは高周波電流 | 2 他の無線設備の機能 | 3 継続的かつ重大な | 4 命ずる |
| 5 高周波電流 | 6 重要無線通信を行う無線局の運用 | 7 著しい | 8 勧告する |
| 9 所有者 | 10 利用者 | | |

B-5 局の技術特性として無線通信規則（第3条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
- イ すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されなければならない。
- ウ 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。
- エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
- オ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。